

各コース共通事項

◆各コースの概要

65歳超継続雇用 促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、実施した措置等に応じて一定額を助成します。

高齢者評価制度 等雇用管理 改善コース

高齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度（賃金制度、健康管理制度等）の整備に係る措置を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。

高齢者無期雇用 転換コース

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用転換制度に基づき、無期雇用労働者に転換させた事業主に対して一定額を助成します。

◆対象となる事業主

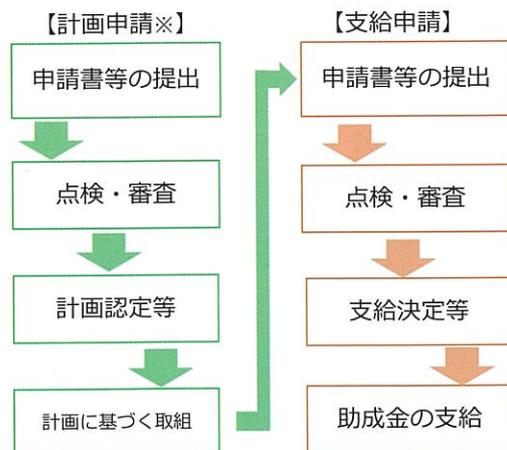
- ① 雇用保険適用事業所の事業主（支給申請日及び支給決定日の時点で雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主であること）。
- ② 助成金の審査に必要な書類等を整備、保管している事業主。
- ③ 助成金の審査に必要な書類等を提出又は提示する、実地調査に協力する等、審査に協力する事業主。
- ④ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齢法」という）の第8条又は第9条第1項の規定に違反していない事業主。

第8条…60歳以上の定年を定めていること
第9条第1項…65歳以上の定年、希望者全員を対象とした65歳までの継続雇用制度など、65歳までの安定した雇用を確保するための措置を定めていること

※その他にも、コースごとに必要な要件があります。

◆申請から支給まで

- ① 作成した申請書等は、都道府県支部への郵送または持参により提出してください。
- ② 都道府県支部では書類の添付漏れがないか等の点検を行い、申請内容の審査は本部が行います。申請内容の確認・照会を行う場合がありますのでご協力をお願いします。
- ③ 審査が完了した後、認定／不認定や、支給／不支給の通知を行います。
- ④ 支給決定を通知した後、指定の金融機関に助成金を振り込みます。



※高齢者評価制度等雇用管理改善コース及び高齢者無期雇用転換コースに必要な過程です。

◆申請手続き

助成金の計画認定や支給を受けようとする事業主は、申請書等に必要書類を添えて、コースごとの所定の申請期限内に、都道府県支部の高齢・障害者業務課（東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出ください。

◆支給申請の手引き及び申請様式

支給要件や申請方法を詳しく説明した「支給申請の手引き」を都道府県支部に用意しています。



また、支給申請の手引き及び申請様式は、機構ホームページからダウンロードできます。

（当機構トップページ (<https://www.jeed.go.jp/>) →高齢者雇用の支援→助成金 とお進みください。）



◆申請にあたっての注意事項

このパンフレットは、65歳超雇用推進助成金の制度をまず知っていただくため、情報量を絞って制度概略をまとめたものですので、具体的に活用を検討されるにあたっては、必ず各コースの「支給申請の手引き」をご確認ください。